比較憲法学会(2006年10月7日·於国士舘大学)

### イギリス憲法における両院制

木下 和朗(熊本大学)

#### はじめに

- I 現代イギリス憲法における両院制(第二院)の存在理由
- 1 憲法構造との関連
- ・上院は既存の存在 上院改革(Lords Reform)という文脈
- 下院の優越性が前提
- ・ウェストミンスター・デモクラシーにおける第二院の「抑制及び均衡」
  - ①政府に対する監視統制の補完、②憲法保障
- 2 Bryce 委員会報告書 (1918 年)
- ・第二院にとって適切であると思われる機能
  - ①下院からもたらされる法律案を審査及び修正すること。
  - ②比較的争いがない事項に係る法律案を発議すること。
  - ③国民の意見を適切に表明できるのに必要な期間、法律案の可決を遅延させること。
  - ④下院が十分な審議時間を取り得ない場合、外交政策など、重要・重大な問題を十分かつ自由に 議論すること。
- 3 上院改革に関する王立委員会報告書(2000年)
- ・新たな第二院が有するべき役割
  - ①公共政策の発展に資するため多様な異なる観点を提供すること。
  - ②イギリス社会を広く代表すること。
  - ③不文のイギリス憲法=国制における主要な「抑制と均衡」の一つとして決定的役割(vital role) を果たすこと。第二院は第二の考えを生み出すこと。
  - ④公共の中心に連合王国の地方及び地域の声を届けること。
- ・今日の上院の特質
  - ①自由な手続、②専門知識、③時間、④独立性、⑤非党派的スタイル

### Ⅱ 上院の構成

- 1 制度概要
- ①世襲貴族(Hereditary Peers)
- ・1999 年上院法(House of Lords Act 1999)に基づき、92 人を除き議席を剥奪
- ②聖職貴族(Lords Spiritual)
- ・Canterbury 及び York 大主教 2 人(Archbishops of Canterbury and York)及び主教(Bishops)24 人
- ③法律貴族(Law Lords)
- ・常任上訴貴族(Lords of Appeal of Ordinary)12 人を上限

- ←1876 年上訴管轄法(Appellate Jurisdiction Act 1876)
- ・大法官(Lord Chancellor)その他高位の司法職にある、または、あった貴族
- ④一代貴族(Life Peers) ←1958 年一代貴族法(Life Peerages Act 1958)
- ・従来、首相の助言に基づき、国王大権として行使
- ・1999年以降、野党の推薦を聴取
- ・2000 年 5 月、非党派の一代貴族につき、上院議員指名委員会(House of Lords Appointment Commission)の設置

(表1)上院議員の構成(2006年7月3日現在)

	男性	女 性	計
世襲貴族	89	3	92
聖職貴族	26	0	26
法律貴族	25	1	26
一代貴族	471	138	609
計	611	142	753

<a href="http://www.parliament.uk/directories/house\_of\_lords\_information\_office/analysis\_by\_composition.cfm">http://www.parliament.uk/directories/house\_of\_lords\_information\_office/analysis\_by\_composition.cfm</a>

### 2 上院における政党

### (1) 党派構成

(表2) 所属政党別上院議員数(2006年7月3日現在)

政党	一代貴族法律貴族	世襲貴族			
		政党による選	指定職として	臣下職保有者	計
		出	の選出	足下嶼体有名	
保守党	161	40	9	0	210
労働党	209	2	2	0	213
自由民主党	74	3	2	0	79
中立	164	28	2	2	196
その他	15	2	0	0	17
計	623	75	15	2	715

(註) 聖職貴族 26 人及び請暇の許可(leave of absence)を受けた議員 12 人を除く。

<a href="http://www.parliament.uk/directories/house\_of\_lords\_information\_office/analysis\_by\_composition.cfm">http://www.parliament.uk/directories/house\_of\_lords\_information\_office/analysis\_by\_composition.cfm</a>

# (2) 中立議員(crossbench)

- 3 上院改革における議論
- (1) 1999年上院法制定までの経緯

### (2) 上院改革の頓挫

2000年1月20日 上院改革に関する王立委員会報告書

2001年11月7日 政府白書『上院-改革の達成-』

2002年1月9-10日 上院における討議、下院における討議(10日のみ) 政府案が少数支持

2002年2月14日 下院行政特別委員会第5次報告書

2002 年 5 月 13 日 上院改革合同委員会(Joint Committee on House of Lords)設置

2002年12月11日 上院改革合同委員会第1次報告書

- ・上院の構成に関する7案
  - ①全員指名、②全員公選、③80%指名、20%公選、④60%指名、40%公選、
  - (5)50%指名、50%公選、(6)40%指名、60%公選、(7)20%指名、80%公選

2003年1月21-22日 上院における討議、下院における討議(21日のみ)

2003年2月4日 下院において全案不支持、上院において①案が多数支持(賛成335、反対110)

- (3) 上院改革に関する王立委員会報告書 指名公選並立制(指名重視)
- (4) 下院行政特別委員会第5次報告書 指名公選並立制(公選重視)
- (5) 若干の検討

#### Ⅲ 立法における両院関係

- 1 上院における政府の「敗北」の増加
- ・敗北 (defeat): 原則及び政策に関わる問題に関して、与党(政府)院内幹事による党議拘束に もかかわらず、分列表決(division)の結果、政府の立場に反する議員数が与する 議員数を上回ること

(表3)上院における会期毎の敗北数(1999-2005年)

分列表決	党議拘束あり			党議拘	計	党議拘束がある表決
会 期	敗北	引分け	勝利	束なし		における敗北の割合
1999-2000年	36	0	150	6	192	19.4%
2000-01 年*	2	0	32	6	40	5.9%
2001-02 年	56	1	101	14	172	35.4%
2002-03 年	88	0	116	22	226	43.1%
2003-04 年	64	0	96	16	176	40.0%
2004-05 年*	37	0	27	3	67	57.8%
計	283	1	522	67	873	35.1%

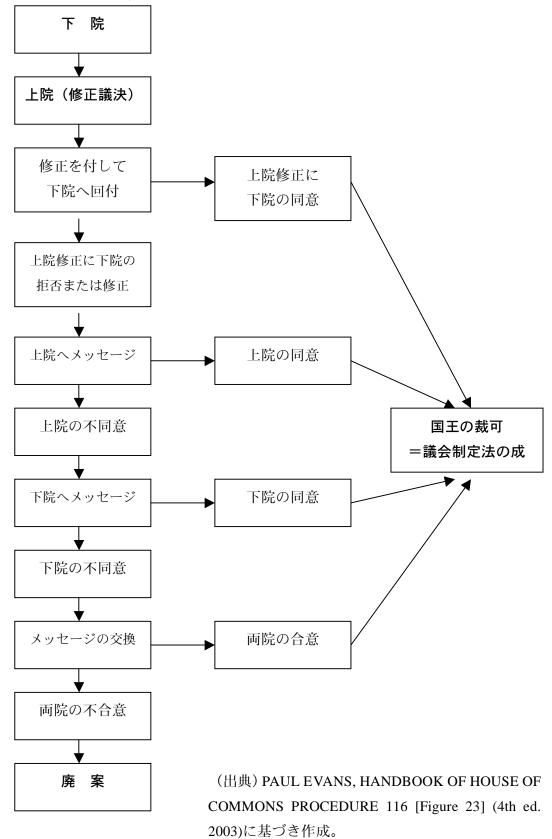
\*印:解散のため、通常より短い会期

(出典) Meg Russell & Maria Sciara, Why Does the Government Get Defeated in the House of Lords?, Paper presented to the 2006 Political Studies Association Conference, 3 [Table 1] (2006).

## 2 制度概要

# (1) 非公式手続きを通じた両院の不一致の解決

(図1) 下院提出法案に対する上院修正をめぐる過程



- (2) 1911年及び1949年議会法
  - (Parliament Act 1911, 1 & 2 Geo. 5 c. 13; Parliament Act 1949, 12, 13 & 14 Geo. 6 c. 103)
- ・立法に関する上院の権能を遅延権(delaying power)に制限する。
- ① 金銭法案(Money Bill)
- ・下院によって可決され、遅くとも会期終了1箇月前までに上院へ送付され、送付後1箇月以内に修正なく上院よって可決されないときは、上院が当該法律案に同意しないにもかかわらず、下院が別段の議決をしない限り、国王に奉呈され、国王の裁可を得た議会制定法となるものとする(1911 Act, s. 1(1))。
- ② 一般法律案(Public Bill) (金銭法案及び議会の存続期間を5年以上に延長する法律案を除く)
- ・(同一の議会期内かにかかわらず) 2会期(←1949 Act による修正)連続して下院によって可決され、遅くとも会期終了 1 箇月前までに上院に送付され、当該 2 会期のたびに上院によって拒否される(reject)とき、かつ、第 1 会期における下院第 2 読会の日から第 2 会期(←1949 Act による修正)における可決の日との間に 1 年(←1949 Act による修正)が経過しているときは、上院が当該法律案に同意しないにもかかわらず、下院が別段の議決をしない限り、国王に奉呈され、国王の裁可を得た議会制定法となるものとする(1911 Act, s. 2(1))。
- ③ 上院が従来からの拒否権を留保している立法
  - **1** 上院へ提出された法律案 ←1911 Act, ss. 1(1), 2 (1)
  - ② 議会の存続期間を延長する法律案 ←1911 Act, ss. 2(1), 7
  - 3 暫定命令承認法案(Provisional Order Bill) ←1911 Act, s. 5
  - 4 個別法律案(人的・地域的個別法律案[Personal Bill, Local Bill]) ←1911 Act, ss. 1(1), 2 (1), 5
  - **5** 従位立法(subordinate legislation)
- ・適用例
  - ①Government of Ireland Act 1914 (Asquith 自由党政権)
  - ②Welsh Church Act 1914 (Asquith 自由党政権)
  - ③Parliament Act 1949 (Atlee 労働党政権)
  - ④War Crimes Act 1991 (Thatcher 保守党政権)
  - ⑤European Parliamentary Elections Act 1999 (Blair 労働党政権)
  - ⑥Sexual Offences (Amendment) Act 2000 (Blair 労働党政権)
  - ⑦Hunting Act 2004, c. 37 (Blair 労働党政権)
- (3) 慣行 e.g. ソールズベリー慣行(Salisbury Convention)

- 3 2004 年狩猟法をめぐる憲法問題
- (1) 立法過程
- ・Hunting Bill 2002-03 上院において審議未了、廃案
- ・Hunting Bill 2003-04 上院において実質修正、下院が上院修正を拒否 (内容)
  - ①猟犬を用いた野生哺乳動物の狩猟を原則として禁止する。狩猟者、及び、幇助者(狩猟を目的とする所有地への立入または使用を認めた者、狩猟に使用する目的のため所有する犬を貸与した者)は犯罪として処罰される(ss. 1, 4)。
  - ②兎狩り行事(hare coursing events)を禁止する。行事に参加した者、行事のための便宜を故意に供与した者、及び、行事のために所有地を使用させた者は犯罪として処罰される。犬を参加させた場合、行事のため犬を立ち入れた者、行事のため犬を立ち入れさせた者、または、行事の目的のため若しくは行事の過程において犬を取り扱った者は犯罪として処罰される(s. 5)。
- (2) R (on the application of Jackson) v Attorney-General, [2005] UKHL 56
- ① 1949 年議会法の有効性
- ・1949 年議会法は議会制定法(Act of Parliament)として有効か。1949 年議会法は、1911 年議会法を適用して、上院の同意を経ずに制定されたことが背景にある。学説においては従来、争いあり。上院は、全員一致を以て、1949 年議会法を有効と判断し、それ故に、議会法を援用して国王の裁可を経た2004 年狩猟法もまた、議会制定法として有効であるとした。
- ② 議会法適用の限界(上院の立法権の留保)
- ・傍論ながら見解の相違
  - cf. 控訴院
    - ・「穏当な」(modest)憲法変革立法 → 議会法の援用可能
    - ・「根本的な」(fundamental)憲法変革立法 → 議会法の援用不能

#### おわりに